地域で実現！金沢子どもの夢プロジェクト

よくある質問！

これって、補助金の対象？

Q. 領収書は保管しておく必要がある？

A. 必ず保管しておいてください。

実績報告の際に、「領収書」または「支出を証する書類」の提出が必要です。

Q. 活動場所までの交通費や、
外部講師等との打合せ場所までの交通費は、補助金の対象？

A. 対象です。

なお、日当等、交通費以外の旅費は対象外です。

Q. イベント時に着用する「お揃いのユニフォーム」や
「グループ名が刻印された記念ボールペン」などは補助金の対象？

A. 対象外です。

余興的経費（参加記念品、賞品、花火、イベント用Ｔシャツ等）は、対象外です。
また、個人使用物として継続的に使用するものも対象外です。

Q. イベント当日にグループメンバーが飲食する飲み物や
お弁当は補助金の対象？

A. 熱中症予防のための飲料は対象、お弁当は対象外です。

酒類はもちろん対象外です。

※お金が使えるかどうか迷う場合は、【地域で実現！金沢子どもの夢プロジェクト補助金交付要綱】の【別表（第６条）】を確認いただくか、区役所に相談してください。

別表（第６条）

	補　助　対　象　経　費	補助対象とみなされない経費	備　　考
謝　金	補助事業者以外の講師、指導者等（以下「講師等」という）の講演、司会、通訳等に対する謝礼	①補助事業者への謝礼 ②謝金代替としての商品券や物品等の購入	
旅　費	①補助事業者が活動当日に活動場所までに要する交通費 ②補助事業者が講師等との打合せのために打合せ場所までに要する交通費	①日当や宿泊費等交通費以外の旅費 ②イベント等の参加者に対する旅費	県外（都内を除く）への交通費は個別に必要性を判断するため、事前相談が必要。
消耗品費	①活動の実施に必要な消耗品、材料の購入に要する経費 ②熱中症予防等活動の実施に必要な飲料等の購入に要する経費	①個人使用物として継続的に使用するもの ②余興的経費（参加記念品、賞品、花火、イベント用Ｔシャツ等） ③パソコンやカメラなど汎用性が高く、使用目的が活動に必要なものと特定できないもの ④申請活動外で使用するもの	１件3万円以上の物品は個別に判断する。
食糧費	講師等との打合せ時の茶菓代（講師等の分のみ、必要最低限に限る）	酒類に要する経費	
印刷製本費	活動を周知する又はイベント当日に使用するための冊子・募集案内チラシ、ポスター、プログラム、活動資料等のコピー又は印刷経費（活動終了後に補助事業者の所有物となる経費を除く）	①活動に必要のない印刷経費 ②補助事業者の活動記録用に作成する報告書の印刷経費	
通信運搬費	①募集案内チラシ、ポスター、プログラム、活動資料の配送に必要な経費 ②活動場所までの資材等の運搬に要する経費（補助事業者の自家用車等で運搬した場合には有料道路通行料のみ） ③講師等との打ち合せに要する書類の郵送代	補助事業者が所有する電話、電子メール等の通信料	
委託料	活動を周知するためのホームページやチラシ等の作成を委託するために要する経費		
保険料	補助事業者が加入する賠償保険料等、活動実施に必要な保険料	①参加者が自己負担する保険料 ②活動と直接関係性のない保険料（年間保険料など） ③練習、リハーサル等、補助事業者のスキルアップに利用する場合	
会場費	活動当日のために借上げた会場の借上げ経費及び機材等賃借料	①補助事業者運営のための経常的な経費 ②練習、リハーサル等、補助事業者のスキルアップに利用する場合	